

知財総合支援窓口の充実

- 農林水産省と特許庁が協力し、独立行政法人工業所有権情報・研修館（I N P I T）が各都道府県に設置した「知財総合支援窓口」において、従来の特許・商標・営業秘密等の相談に加え、地理的表示（G I）や種苗の育成者権の相談も一括で受け付けます。
- それぞれの制度のメリット、デメリット等のアドバイスを行い、農林水産物のブランド化を促進。

新品種を開発したので知的財産を活用してブランド化したいが、どこに相談すればいいんだろう？
農産物だから農林水産省？
知財だから特許庁？



生産者団体 等

知的財産を活用した
農林水産物のブランド化の例

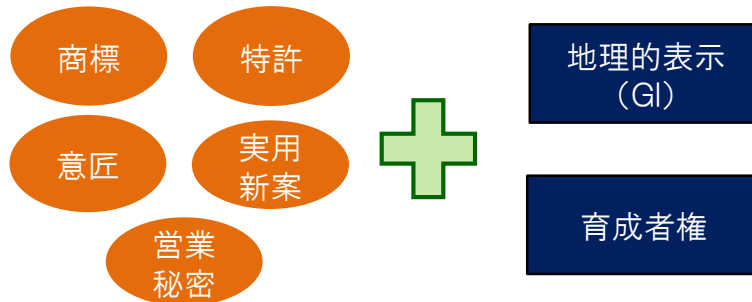
品種登録：福岡S6号
商標登録：あまおう



- イチゴの「あまおう」は、品種登録名（福岡S6号）とは別に、「あまおう」を商標登録。
- 育成者権は25年で消失するが、商標を更新（10年ごと）することにより、「あまおう」ブランドを永続的に保護することが可能。

知財総合支援窓口 (I N P I T)

- I N P I Tの知財総合支援窓口において、**農林水産分野の知財（G I、育成者権）**についての相談も受け付け、適切なアドバイスの実施とG Iサポートデスク等への連携を行う。



 連携

農林水産省（農政局等）

地理的表示保護制度活用支援窓口
(全国のG Iサポートデスク) 等

地域や産品の
実状に応じた
農林水産物の
ブランド化の
促進